

報告第1号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月21日提出

南あわじ市長 守本 憲弘

## 専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

### 委任専決第1号

#### 損害賠償額の決定及び和解について

（理由）

令和4年10月19日発生、洲本市文化体育館における公用車による物損事故について損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をする。

令和5年2月7日

南あわじ市長 守 本 憲 弘

#### 記

- 1 事故発生年月日  
令和4年10月19日
- 2 事故発生場所  
兵庫県洲本市塩屋1丁目1-17洲本市文化体育館
- 3 相手方、損害物件  
別紙のとおり
- 4 和解条項
  - (1) 賠償額は別紙のとおりとする。
  - (2) 市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、なんら債権・債務を有しないことを確認する。

(3) 相手方は、その余の請求を放棄する。

## 5 事故の原因

洲本市文化体育館の裏口にて、式典の準備で物品搬入を行っていたところ、公用車の操作を誤ったため車体前方バンパー部と施設扉が接触し、扉に損傷を与えたものです。

別紙

相手方	相手方の損害物件	賠償額
	公共施設	165,000円

報告第2号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

## 専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

### 委任専決第2号

#### 損害賠償額の決定及び和解について

（理由）

令和4年11月10日、乳児全戸訪問時に、訪問先の駐車場にて発生した物損事故について損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をする。

令和5年2月9日

南あわじ市長 守 本 憲 弘

#### 記

- 1 事故発生年月日  
令和4年11月10日
- 2 事故発生場所  
南あわじ市賀集八幡南 509
- 3 相手方、損害物件  
別紙のとおり
- 4 和解条項
  - (1) 賠償額は別紙のとおりとする。
  - (2) 市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、なんら債権・債務を有しないことを確認する。

(3) 相手方は、その余の請求を放棄する。

## 5 事故の原因

訪問先の駐車場に車を止めるため後退していた際に、カーポートを破損させた。

別紙

相手方	相手方の損害物件	賠償額
	カーポート	55,000円